

令和3年度株式会社民間資金等活用事業推進機構の
業務の実績評価について

令和5年3月29日
内閣府民間資金等活用事業推進室

(目次)

1. 背景
2. 令和3年度の業務の実績評価について
3. 具体的な評価
 - I. 支援決定の実績等について
 - II. 収入・支出予算の執行について
 - III. 支援基準との適合性について
 - IV. 官民ファンドの運営に係るガイドライン対応状況について
 - V. KPIの達成状況について
4. 総括

別紙 令和3年度に支援決定を行った案件概要

1. 背景

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み、特定選定事業（選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。以下同じ。）又は特定選定事業を支援する事業（以下「特定選定事業等」と総称する。）を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するとともに、特定選定事業等の実施に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事業等の普及に資する支援を行い、もって我が国において特定事業を推進することを目的として、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）に基づき、平成 25 年 10 月 7 日に設立された。

「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太方針）」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、民間の資金・ノウハウを公共施設等に活用する PPP/PFI は、新しい資本主義における「新たな官民連携」において、柱となる重要な取り組みとされている。

また、「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 4 年改定版）」において、今後 10 年間の事業規模目標を 30 兆円とし、①スタジアム・アリーナなど、新しい分野・領域におけるコンセッション等の拡大、②自治体への伴走支援の強化などを通じた、幅広い自治体での取り組みの加速などにより、PPP/PFI が全国で自律的に展開されることを目指すとされており、その早期実現を図るため、当初 5 年間の重点実行期間として、機構の機能も活用・強化しつつ、関係施策を抜本的強化し、集中的に投入することとされた。

こうした状況の中、特定選定事業への資金供給や地方公共団体や民間事業者等へのコンサルティング機能といった、機構が PFI の推進に果たす役割は必要不可欠であることから、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 100 号）により、機構の機能強化及び資産処分期限の延長等を行っている。

以上のような背景も踏まえて、法第 65 条第 1 項に基づき令和 3 年度の機構の業務の実績について評価する。

2. 令和 3 年度の業務の実績評価について

機構の業務の実績については、①支援決定等が行われているか、②内閣総理大臣が認可した収入・支出予算が適正に執行されているか、③内閣総理大臣が定めた「株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準」（平成 25 年内閣府告示第 232 号。以下「支援基準」という。）に沿って業務運営がされているかを基本として評価する。

また、官民ファンド共通のテーマとして、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成 25 年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）が決定され、これを踏まえて機構の中長期的な目標を掲げる KPI（目標時期及び数値目標をいう。）が設定されたことから、これらの達成状況についても評価している。

なお、評価に当たっては、具体的な案件の支援決定に向けて実施した業務だけでなく、組織体制や規程類の整備等も含めて、機構が令和 3 年度に実施した業務を確認して評価している。

3. 具体的な評価

I. 支援決定の実績等について

i. 支援決定の実績等

令和3年度末までの機構の支援決定、支援実行等の実績は表1に示すとおり。

表1. 令和3年度末までの支援決定等の実績（直接出融資）

	支援決定 事業数	出融資契約 締結事業件数	出融資契約 締結金額	出融資実行 事業数	出融資実行 金額
平成25年度	1	1	0.01億円	1	0.01億円
平成26年度	4	2	0.55億円	1	0.05億円
平成27年度	10	4	280億円	3	234億円
平成28年度	7	8	35億円	6	66億円
平成29年度	6	8	175億円	7	11億円
平成30年度	6	9	149億円	14	165億円
令和元年度	6	8	419億円	11	132億円
令和2年度	12	9	238億円	11	326億円
令和3年度	2	5	81億円	11	85億円
累計（※）	52	51	1,378億円	46	1,018億円

※ 支援決定事業数、出融資契約締結事業件数及び出融資実行事業数の累計においては、同一事業に係るものについては、複数年度において計上されても1件としているため、各年度の合計とは一致しない。

令和3年度に決定された支援案件は、（宮崎）県プール整備運営事業及び名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業の計2件である。

また、機構は、PFI事業推進のため、機構の出資者である地域金融機関等のネットワーク等を活用して、地方公共団体に対して特定選定事業であるPFI事業を実施するよう働きかけている。

ii. 支援決定の実績等に関する評価

令和3年度に機構が民間事業者に対する支援を決定した実績は2件である。

累計の支援決定件数は52件で、事業分野は7分野、公共施設等の所在地は1都1道2府23県にわたっており、事業分野や公共施設等の所在地が分散され、機構が進めている地方公共団体や民間事業者に対する普及活動を積極的に実施した成果となっている。

II. 収入・支出予算の執行について

機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を内閣総理大臣に提出して、その認可を受けなければならないとされており（法第 58 条第 1 項）、また、毎事業年度終了後 3 月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないとされている（法第 60 条）。そこで、収入・支出予算が適切に執行されているかについて、認可予算の額と実際の収入・支出の状況を比較して評価を行う。

i. 収入・支出予算の執行について

認可予算と実際の収入・支出状況との差異について、主な要因は以下のとおりである。

収入予算においては、出融資の財源として政府保証債 500 億円、政府保証借入 300 億円をそれぞれ計上していたが、支援決定した案件への出融資が自己資金で対応可能であったため、実績としては、政府保証債の発行は 200 億円にとどまり、また、政府保証借入を行わなかった。

支出予算においては、貸付金 640 億円を計上していたが、融資を想定している案件にスケジュールの遅れが生じたことや、融資額が想定より大幅に減少した案件があったことにより、実績としては、貸付金約 85 億円となった。

表 2. 主要な収入データ (単位：千円)

科目	収入予算額	収入額
(款) 借入金	80,000,000	20,000,000
(項) 政府保証債発行	50,000,000	20,000,000
(項) 政府保証借入	30,000,000	0
(款) 事業収入	1,426,594	2,065,100
(款) その他収入	10	92,057
合計	81,426,604	22,157,157

表 3. 主要な支出データ (単位：千円)

科目	支出予算現額	支出額
(項) 貸付金	64,000,000	8,456,266
(項) 出資金	16,000,000	115
(項) 事業諸費	1,091,046	72,588
(項) 一般管理費	1,319,839	957,153
(項) 配当金	400,000	400,000
合計	82,810,885	9,886,121

ii. 収入・支出予算の執行に関する評価

令和 3 年度の機構の収入及び支出については、上記のとおり、認可予算と実際の収入・支出状況には差異はあったものの、いずれも内閣総理大臣から認可された予算の額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められなかった。

Ⅲ. 支援基準との適合性について

法第 53 条第 1 項に基づき内閣総理大臣が定めた支援基準に従って機構の業務運営がされているかについて評価を行う。

i. 令和 3 年度に機構が支援決定を行った案件に関する適合性

支援基準においては、支援対象となる対象事業について、公共性・公益性、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用、収益面における出融資等適合性に係る基準を満たすべきとされている。

機構は令和 3 年度に 2 件の支援決定（別紙）を行ったが、当該案件に係る支援基準適合性は支援決定時に確認している。

ii. 機構の業務運営に関する適合性

(1) 出融資等業務全体としての長期収益性の確保

支援基準においては、特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、機構の業務期間全体に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めることとされている。

機構は、各種リスク分析により、資金回収の蓋然性が高く、機構の収益積み上げに貢献すると判断したものについて支援決定を行っている。また、支援決定した案件についてモニタリングを実施することとしている。

(2) 出融資等業務全体としての分散出融資等

支援基準においては、支援の対象事業が特定の事業分野等に過度に偏ることのないよう、適切な出融資を行うことに努めることとされている。令和 3 年度末時点における累計の支援決定件数は 52 件で、事業分野は 7 分野、公共施設等の所在地は 1 都 1 道 2 府 23 県にわたっており、事業分野や公共施設等の所在地が分散されたポートフォリオとなっている。

(3) 個別出融資等案件に関する規律の確保

支援基準においては、事業・収支計画の精査、支援開始後のモニタリング等を適切に実施し、規律ある出融資等を行うこととしている。

令和 3 年度に支援決定した案件について、機構では、投融資部において PFI 事業を実施する民間事業者の事業・収支計画や経営体制について審査し、財務管理部における審査を経て、民間資金等活用事業支援委員会で支援決定している。また、支援実行後には、投融資部等において事業の進捗状況をモニタリングする体制を整えている。

(4) 運用の透明性

支援基準においては、対象事業等についての対象事業者、民間金融機関等その他関係者との間における情報の適正な取扱いに留意しつつ、十分な情報開示に努めるとともに、対象事業者に対して投融資する民間金融機関等に対する必要な説明を適時適切に行うことにより、その運用の透明性を確保することとされている。

機構は、定期的に出融資先の事業者の財務情報や経営方針等の企業情報のモニタリングを行っており、引き続き情報開示及び説明に努めることとしている。また、自社のホームページにおいて、支援決定した案件の事業名、事業概要、SPC の構成企業といった支援内容について公表しているが、PFI の一層の推進を図る観点から、今後、掲載する情報の質、量ともに更なる充実が必要である。

(5) 個別出融資等案件における民間金融機関・民間投資家等の補完

支援基準においては、対象事業の資金ニーズに対する民間金融機関等の投融資を補完する等類似の民間金融機関等の活動を不当に妨げることがないようにすることとされている。機構は、こうした趣旨を踏まえて支援内容を決定することとしており、令和3年度末では、機構と民間の総出融資額が、機構の出融資額の9.3倍になっている。

(6) 責任ある出融資等執行体制の整備

支援基準においては、特定選定事業等支援を行う機構の役職員が責任をもって業務を行う出融資等執行体制を整備することとしている。

機構は、設立以降、執行体制の整備に努めてきており、①支援検討プロセス、②支援検討におけるコンプライアンス体制の整備・運用については、以下のとおりである。

① 支援検討プロセス

機構は、出融資の金額にかかわらず、全ての個別案件について、案件形成を支援する段階、投融資部において支援を検討する段階、財務管理部において内部審査を実施する段階、代表取締役社長により決裁を行う段階、支援委員会において支援を決定する段階の5つの段階を経て、支援決定している。

➤ 案件形成を支援する段階

プロジェクト支援部が地方公共団体等へ赴き、PFI事業の案件形成を支援している。具体的には、PFIの制度や事例の紹介、PFI導入を検討している案件の相談、セミナー活動等を実施している。

➤ 投融資部において支援を検討する段階

実施方針が公表されたPFI事業に関して、民間事業者から機構に支援の要請があった場合、投融資部において当該案件を支援できるかどうかを判断している。具体的には、機構の支援対象である特定選定事業等であり、支援基準に適合していること等を確認できたものについて、事業の採算性等を精査し、機構による支援の企画立案業務を実施することとしている。

➤ 財務管理部において内部審査を実施する段階

投融資部門から独立する財務管理部が、企画立案された支援案件について、審査規程に基づき、事業計画・収支計画、資金調達スキームの妥当性及び機構の出融資条件並びに回収方法の妥当性等を審査している。

➤ 代表取締役社長により決裁を行う段階

機構として、企画立案された支援案件を支援委員会に付議することについて、社内決裁が行われる。

➤ 支援委員会において支援決定する段階

専門性及び独立性を具備する支援委員会が、主務大臣意見及び所管大臣意見を踏まえて、支援の対象とする事業者と支援の内容について決定する。

② 支援検討におけるコンプライアンス体制の整備・運用

➤ 利益相反チェック

機構は、利益相反管理規程を定め、利益相反取引情報の収集及び定期的な取締役会への報告を行う体制を整備している。利益相反管理については、職員に周知するとともに、コンプライアンス委員会に取組状況が説明され、同委員長から取締役会に報告されることとされている。

支援委員会においては、当該案件に対する特別利害関係の有無について、各委員に事前確認を行っている。

なお、令和3年度において経営に重大な影響を与える、又は、取引先、機構等の利益が著しく阻害される利益相反に関する事案として取締役会に報告された事例はなかった。

➤ 情報隔壁の構築

機構は、公共又は民間事業者候補と秘密保持契約を締結した場合には、社内システムにおけるアクセス制限措置を含め、発注者に助言する部署と民間事業者に資金供給する部署を分けて、お互いの接触がないように、電子媒体・メール・書類等の情報を隔離することとしている。

また、情報管理に係る社内研修を機構の職員全員に対して実施するとともに、職員の出向元にも機構の情報管理等を説明し、情報隔離の徹底を図っている。

(7) 東日本大震災からの復興への配慮

支援基準においては、特定選定事業等支援を行うに当たっては、東日本大震災からの復興に向けて被災地域等において行われる特定選定事業の推進に配慮することとされている。

機構は、東日本大震災で被災した宮城県女川町において、復興に向けた水産加工団地に必要な排水処理施設について、PFI事業として整備・運営する事業者に対して平成25年度（出資）及び平成26年度（融資）に支援決定している。

また、機構は、東日本大震災で被災した仙台空港について、公共施設等運営権を活用して運営を行う事業者に対して平成28年度に支援決定している。

iii. 支援基準との適合性に関する評価

令和3年度に行われた支援決定については、いずれも支援基準に適合しており妥当であると認められる。また、機構の業務実績について支援基準の各項目に照らして特段の問題は認められなかった。

今後、支援基準を遵守して支援決定実績を積み上げるとともに、支援実施後のモニタリングやポートフォリオマネジメント等を適切に実施することが期待される。

IV. 官民ファンドの運営に係るガイドラインへの対応状況について

官民ファンドの運営に係るガイドラインに準拠して機構が業務を実施しているか評価を行う。

i. 運営全般（政策目的、民業補完等）

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 公的資金の活用であることに鑑み、法令上等の政策目的に沿って効率的に運営されているか。また、民業補完に徹するとともに、各ファンドの政策目的の差異、対象となる運用先の差異が適切に把握されているか。</p>	<p>法令上の政策目的に沿って的確に運営されるよう、内閣総理大臣が定めた支援基準等に則して、支援業務を実施することとしている。</p> <p>また、支援基準等において、「類似の民間金融機関・民間投資家等の活動を不当に妨げることがないようにすること」としており、それに基づき民業圧迫とならないよう、機構の役割は民間金融機関・民間投資家等の投融資を補完することに徹して行われている。</p>
<p>② 政策的観点からのリスク性資金であるが、国の資金であることにも十分配慮された運用が行われているか。</p>	<p>支援基準等において「特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、会社の業務期間全体に必要な総支出額(出資者に対する適切な配当を含む。)を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めなければならない」として収益性の確保に努めることとしている。</p>
<p>③ 法令上等の政策目的に沿ってベンチャー企業支援や地域経済を支える地元企業（地域での起業を含む）支援等のために必要十分な資金供給等がなされているか。また、そのために必要な組織構成（投資態勢、窓口体制、人材育成機能等）となっているか。</p>	<p>特定選定事業等を実施する者を支援することとされており、以下のとおり、必要十分な資金供給等のために必要な組織構成となっている。</p> <p>（投資態勢）</p> <p>投融資部がPFI事業を実施する地方公共団体・民間事業者からの相談に対応し、投資案件を立案。財務管理部の審査を経たうえで、支援委員会によって投資が決定される態勢となっている。</p> <p>（窓口体制等）</p> <p>地方公共団体や民間事業者等から支援に関する相談があった場合には、PFI事業の進捗に応じてプロジェクト支援部又は投融資部が適時に対応する体制を整えており、PFI事業の実施を検討している自治体、PFI事業に参入しようとしている民間事業者に対して、実務のノウハウの提供及びプロジェクト形成支援を行っている。</p> <p>なお、令和2年1月に、地域再生法（平成17年法律第24号）が改正されたことにより、認定地域再生計画に基づく民間資金等活用公共施設等整備事業に対し、利用料金徴収の有無にかかわらず、地方公共団体の求めに応じコンサルティングを行うことが特例業務として可能となっている。</p>

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
	<p>(人材育成機能)</p> <p>地域金融機関等から職員の出向の受け入れや、地域金融機関等の職員を対象とした PFI 実務 WEB 講座といった研修プログラムの実施など地域人材の育成を積極的に行っている。また、令和元年度より大学生をインターンシップとして 1 名ずつ受け入れている。</p>
<p>④ 各ファンドと民間のリスクマネー供給（民間のプライベートエクイティ、ベンチャーキャピタルファンドや銀行のメザニン等）との関係・役割分担等は適切に理解されているか。</p>	<p>ホームページにおいて、支援基準を公開するとともに、機構の設立趣旨、支援方法等の情報を公開することで、機構の支援対象及び民間のリスクマネー供給との関係・役割分担が周知されるよう措置している。</p> <p>また、地方公共団体への往訪や民間事業者等との意見交換を通じて、機構の設立趣旨、支援方法、選定までの期間、手続等について適切に説明を行うことで、機構の支援対象及び民間のリスクマネー供給との関係・役割分担が理解されるよう努めている。</p>
<p>⑤ ファンド全体の業績評価について、ファンド設立・運営の趣旨を踏まえ、中長期的な視点から総合的に実施されているか。</p>	<p>官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議の決定を踏まえ、中長期的な指標である KPI を定め、業績を評価することとしている。また、上記業績評価の内容を官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議において報告している。</p>
<p>⑥ 支援が競争に与える影響を勘案したものとなっているか。</p>	<p>支援基準等において、「類似の民間金融機関・民間投資家等の活動を不当に妨げることがないようにすること」としており、民業圧迫とならないよう、民間金融機関又は事業者の要請に基づいて支援決定を行うなど、機構の役割は民間金融機関・民間投資家等の投融資を補完することに徹して行われている。</p>
<p>⑦ サンセット条項の下、限られた期間内で民間プレイヤーの呼び水となり、将来民間で活躍できる事業創造の核となる人材を育成する目的が共有されているか。</p>	<p>限られた期間内で PFI 事業の普及の呼び水となるよう、人材育成に関係する KPI を定め、民間金融機関等から職員の出向を受け入れるなど人材の育成を積極的に行っている。</p> <p>また、地方公共団体や地域金融機関等の職員が参加する専門的なセミナーにおいて令和 3 年度に 6 回講演を実施。さらに、地域金融機関等の職員を対象とした PFI 実務 WEB 講座といった研修プログラムを開始。</p> <p>PFI 事業におけるファイナンスの担い手となる地域金融機関等の職員に対する人材育成に、今後更に力を入れていくことが求められる。</p>
<p>⑧ 閣僚会議及び幹事会に対して、各ファンドが政策目的にかなった運営を行っているかについての定期的な報告が、正確かつ透明性をもって行われているか。</p>	<p>官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議及び幹事会に対する定期的な報告について、正確かつ透明性をもって報告を行っている。</p>

ii. 投資の態勢及び決定過程

(1) 投資の態勢

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 案件発掘及びデューディリジェンスを行う主体は十分な能力を保有しているか。	金融機関出身者等プロジェクトファイナンスの知識・能力を備えた職員を配置して案件発掘を行うとともに、監査法人出身者等を配置して具体的案件のデューディリジェンスを行う態勢を整えている。
② 投資に係る決定を行う組織の役割が明確化され、適切に開催され、機能しているか。	支援決定する際のプロセスは3. III ii (6) ①に記載のとおりであり、このプロセスに従い、支援決定がなされている。
③ 執行部を中立的な見地から監視、牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。	全取締役の過半数を占める社外取締役及び社外監査役が中立的な立場から常勤取締役含む執行部を監視し、牽制する仕組みを導入している。
④ 投資に係る決定を行う組織を監視、必要に応じて牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。また、通常の投資に係る決定を行う組織から上位の決定を行う組織への重要な意思決定案件等の付議について、適切な仕組みのもとに行われるようになっており、機能しているか（大型案件、標準的な投資案件でない案件、想定内であっても初めて行う案件、利益相反が懸念される案件等の付議案件の明確化等）。	<p>投資に係る決定を行うにあたっては、まず投融資部門から独立する財務管理部が、投融資部を中心に企画立案された支援案件について、審査規程に基づき、事業計画・収支計画、資金調達スキームの妥当性及び出融資条件並びに回収方法の妥当性等を審査している。</p> <p>財務管理部の審査が通った案件に関しては、法第46条第1項第1号に定めるところにより、取締役会から独立した機関である支援委員会において支援決定を行うこととしている。支援委員会については、監査役の出席を求めることとしている。</p> <p>さらに、支援決定前には、内閣総理大臣及び所管大臣に対する意見照会（法第54条第2項及び第4項）を行うこととしており、上記のプロセスにより投資に係る決定における監視、牽制が機能している。</p>
⑤ 投資プロフェッショナルの報酬は適切か（給与・賞与レベル、成功報酬、競業禁止義務等の退職に関する制限の有無等）。	類似の民間金融機関・民間投資家等の慣行を踏まえ、職員の給与水準を定めるとともに、業績連動賞与を設けることとしている。
⑥ ファンドオブファンズとなる官民ファンドの場合、特にファンドオブファンズ業務を行うことに対応した監視、牽制の仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。	<p>機構は、出資している他ファンドに対して、随時、組合の財産状況及び業務執行状況につき質問することができ、また、組合員集会において、組合の運営及び財産の運用状況につき意見を述べるができることとされている。具体的には、事業年度経過後に無限責任組合員より送付される財務諸表の確認等を実施し、当該ファンドの財産状況の把握を行う。</p> <p>なお、令和3年度末時点において、無限責任組合員としての他ファンドへの支援業務は行っていない。</p>

(2) 投資方針

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 投資方針、チェック項目は、政策目的に沿って、適切なものか（業種、企業サイズ、事業ステージ、リスク選好度等から見て、当該ファンド全体としての運用対象は政策目的に沿ったものか（標準類型等））。</p>	<p>政策目的に沿って業務が実施されるよう、内閣総理大臣が定めた支援基準に則して、出融資等方針を作成し、投資方針のチェックを実施している。</p>
<p>② 投資に当たって、その定性面と定量面から以下の点は検討されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成長戦略への貢献の度合い、成長戦略との整合性の評価 ・ 民間資金の呼び水機能 ・ 民業圧迫（民間のリスクキャピタルとの非競合の担保等）の防止や競争に与える影響の最小限化（補完性、比例（最小限）性、中立・公平性、手続透明性の原則の遵守等） ・ 投資採算（投資倍率、回収期間、IRR 等）、EXIT 実現可能性の確認 ・ 利益相反事項の検証と確認（ファンドへの出資者との関連取引のチェック、案件の共同出資者との条件の公平性等） 	<p>投資に当たってあらかじめ設定された支援基準等を遵守している。</p> <p>また、支援決定前に内閣総理大臣及び所管大臣に対する意見照会を行う場合においても、定性面と定量面の両面から投資の妥当性についての説明を行っている。</p> <p>さらに、支援委員会においても定性面と定量面の両面から投資の妥当性について検討を行ったうえで投資に関する決定を行っている。</p>

(3) 投資決定の過程

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 投資に係る決定を行う組織で政策目的に基づいた投資の基本的な方針等に従って検討されているか。また、適切な手続きによる審査を経て投資に係る決定を行う組織で中立的な立場から決定されているか。投資に係る決定を行う組織で否認された案件は適切な検証を経て否認されたか。</p>	<p>法令上の政策目的に沿って的確に運営されるよう、内閣総理大臣が定めた支援基準等に則して、支援業務を実施することとしている。</p> <p>また、個別案件の審査に関しては、投融資部門から独立する財務管理部が、投融資部を中心に企画立案された支援案件について、審査規程に基づき、事業計画・収支計画、資金調達スキームの妥当性及び出融資条件並びに回収方法の妥当性等を審査している。</p> <p>財務管理部の審査が通った案件に関しては、最終的には取締役会から独立した中立的な機関である支援委員会にて、支援の可否等につき決定される。</p>
<p>② 案件の選別は、持込投資案件総数、投資検討実施件数（DD 実施件数）、投資に係る決定を行う組織への付議案件数、投資提案件数、投資決定案件数等からみて、適切に行われているといえるか。</p>	<p>支援に係る決定を行う組織としては支援委員会が該当するが、令和3年度において支援委員会に付議された案件数は2件であり、当該2件について適切に支援決定がなされている状況である。</p>

(4) 経営支援（ハンズオン）

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 経営支援（ハンズオン）を行うファンドにおいては適切に経営支援が行われているか。	原則として投資等に伴う経営支援（ハンズオン）は行わない。

(5) 投資実績の評価及び開示

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 次の点を踏まえて、適切にモニタリングを行っているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表等の指標に基づくモニタリングの基準を設定する ・ 投資先企業の財務情報や経営方針等の企業情報を継続的に把握する ・ EXITの方法、時期は個別案件ごとに取決め、円滑な退出を確保する 	個別案件のモニタリングについては、一義的には投融資部の担当者が行っており、投融資先のSPCの財務状況や事業の見通し等につき、適宜確認している。また、各案件のモニタリング状況を財務管理部で集約し、年に2回、取締役会にて報告を行っている。 上記により、投融資先のSPCの返済能力に疑義が生じた場合等において、組織としてすぐに適切な対応が取れるよう、モニタリング体制が構築されている。
② 時価評価は適切に行われているか（内部評価と外部監査の有無）。	出融資については、決算時に企業会計基準等に基づき時価評価している。また、当該内部評価が適切に行われていることを裏付けるため、監査法人による外部監査を受けている。
③ 個別案件及びファンド全体において、政策目的との関係で効果的な運用となっているか。（運用目標や政策目的の達成状況が事後検証可能な指標（KPI）等を個別案件において設定し評価を行っているか、また、ファンド全体のKPIについても設定、公表がされているか等）	個別案件及び機構全体に関して、KPIを定め、業績を評価することとしている。 KPIに関する評価については、「V. KPIの達成状況について」を参照。
④ 投資実績に対するモニタリングや評価の基本となるべき開示情報が、可能な限り数値化されているか。	個別案件のモニタリングについては、一義的には投融資部の担当者が行っており、投融資先のSPCの財務状況や事業の見通し等につき、適宜確認している。

(6) 投資の運用方針の見直し

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 投資の運用実績の評価に基づき、運営方針の変更等が適切に行われているか。（実績の評価、投資後のモニタリングにおいて、個別案件ごとのターゲット（PLやBS等の指標）、ターゲットから外れた場合の対応、個別案件のEXITを判断する基準、運用失敗の場合の判断基準とその場合の対応などが適切に行われているか）	個別案件について、支援開始後の公共施設等の稼働状況等のモニタリング並びに事業悪化時ににおける当該関係者と連携した対応等を適切に実施し、事業の安定性と長期収益性の確保を厳格に目指す等、規律ある出融資を適切に行っている。

iii. ポートフォリオマネージメント

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 個別の案件でのリスクテイク（その際、政策的な必要性の説明責任を果たせるか）とファンド全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネージメントは適切に行われているか。またポートフォリオマネージメントを確保する態勢（責任者、組織等）は整備されているか。</p>	<p>対象案件が、特定の事業分野等に過度に偏ることのないよう分散出融資に努め、全体のポートフォリオを構成している。</p> <p>令和3年度末時点における累計の支援決定件数は52件であるが、事業分野は7分野、公共施設等の所在地は1都1道2府23県にわたっており、事業分野や公共施設等の所在地が分散されている。</p> <p>また、財務管理部、経営会議及び取締役会においてポートフォリオマネージメントを行っている。</p>
<p>② 投資実績、運用実績を評価し、運用方針の変更などを行える態勢が整備され、機能しているか。そのために必要な投資後のモニタリングについては、投資チームとは別のチームが行う等、態勢が適切に整備されているか。</p>	<p>個別案件について、支援開始後の公共施設等の稼働状況等のモニタリング並びに事業悪化時における当該関係者と連携した対応等を適切に実施し、事業の安定性と長期収益性の確保を厳格に目指す等、規律ある出融資を適切に行っている。また、投資実績、運用実績の評価について必要なモニタリングについては、まず投融資部が、投融資先のSPCの財務状況や事業の見通し等につき確認した上で、各案件のモニタリング状況を財務管理部で分析評価し、年に2回、取締役会にて報告を行っており、必要な態勢が適切に整備されている。</p>

iv. 民間出資者の役割

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 民間出資者に求める役割が明確化されているか。</p>	<p>民間出資者に対して、機構に対する出資とともに、PFI事業の普及への協力を求めている。例えば、出資者である地域金融機関等のネットワークを通じて地方公共団体を訪問し、公共施設等の整備等をPFI事業として実施するよう働きかけを行っている。</p>
<p>② 各ファンドの投資案件に対する民間出資者のインセンティブや動機は確認されているか。</p>	<p>民間出資者は地域金融機関等であり、リスクマネーの供給やPFI事業に関するノウハウの提供を期待している。機構の個別の投資案件については、株主総会や事業報告を通じて説明し、民間出資者からも意見を聴くなどして確認している。</p>
<p>③ 民間出資の条件（手数料や成功報酬、特別な利益供与などのサイドレターの有無、案件によるオプトアウト条項（競合他社への出資の忌避等）の有無、出向者やオブザーバーでの受入の有無等）は適切なものか。</p>	<p>民間からの出資は、国からの出資条件と同等の普通株式となっており、適切なものである。</p>
<p>④ 各ファンドは民間出資者に対して、民間ファンドと民間出資者との関係を参考にし、投資実績を適時適切に報告しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資決定時における投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、決定プロセスや決定の背景の適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、説明責任を果たしているか。 ・ 投資実行後において、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等について、適時適切に報告しているか。 	<p>支援決定時における支援内容（事業名、事業概要、SPCの構成企業等）については、適時、自社ホームページにおいて公表している。</p> <p>支援実行後においても株主総会を通じて上記の支援状況等を民間出資者に対して報告している。</p>

v. 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 監督官庁及び出資者としての国と、投資方針の政策目的との合致、政策目的の達成状況、競争に与える影響の最小限化等について、必要に応じ国からの役職員の出向を可能とする措置を講じるなど、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築しているか。</p>	<p>国から5名の職員を出向者として受け入れ、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築している。</p>
<p>② 投資決定時における適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、国民に対しての説明責任を果たしているか。</p>	<p>支援決定時及び支援決定後に、支援内容（事業名、事業概要、SPCの構成企業等）について、自社ホームページや事業報告書において公表している。</p>
<p>③ 監督官庁であり出資者である国が、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、各ファンドによる投資内容及び投資実行後の状況等について適時適切に把握するため、各ファンドは次の事項について、監督官庁及び出資者それぞれに、適時適切に報告しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、投資決定のプロセスや背景等 ・ 投資実行後における、適切な評価に基づく、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等 	<p>支援決定前に内閣総理大臣及び所管大臣に対する意見照会を行う場合においても、定性面と定量面の両面から投資の妥当性についての説明を行っている。</p> <p>また、投資決定後の個別案件のモニタリングについては、まず投融資部が、投融資先のSPCの財務状況や事業の見通し等につき確認した上で、各案件のモニタリング状況を財務管理部で分析評価し、年に2回、取締役会にて報告を行っている。</p> <p>引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えられる事業者について、経営状況に一層注視するとともに、監督官庁への適時適切な報告を行うこととする。</p>
<p>④ 守秘義務契約により上記の運用報告が妨げられる場合において、当該守秘義務契約の存在及びその理由についての事前の説明も含め適切に報告しているか。</p>	<p>支援対象事業に関して、事業者との守秘義務契約を締結した場合には、監督官庁に対してその旨を報告している。</p>

vi. 官民ファンドの運営に係るガイドラインへの対応状況に関する評価

令和3年度の機構の業務実績について官民ファンドの運営に係るガイドラインに照らして特段の問題は認められなかった。今後とも、ガイドラインを遵守して業務実績を積み上げていくことが期待される。

V. KPI の達成状況について

機構は、法第 31 条（機構の目的）を達成するべく、同条に沿って「1-1 機構による関与の結果、PFI 事業に参加した企業の数」、「1-2 投資人材の育成」、「1-3 呼び水」及び「2 累積損益」という 4 項目について KPI を設定している。

そこで、機構の KPI に対し令和 3 年度末時点における達成状況を示し評価を行う。

i. KPI 1-1 機構による関与の結果、PFI 事業に参加した企業の数

年度	令和 3 年度末	令和 4 年度末
件数	189（実績）	200（計画）

ii. KPI 1-2 投資人材の育成

以下 A、B の値の合計を指標とする。

- A ファンドに 1 年以上在籍した投資従事者の数
- B 投資業務の経験が浅い者を受け入れた数

年度	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 7 年度末	令和 9 年度末
人	75（実績）	79（計画）	91（計画）	99（計画）

iii. KPI 1-3 呼び水（「ファンドの実出融資額」に対する「誘発された民間企業等からの出融資額」の比率）

年度	令和 3 年度末	令和 4 年度末
倍率（倍）	9.3（実績）	8.5（計画）
誘発額（億円）	9,437（実績）	7,281（計画）

iv. KPI 2 累積損益

年度	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 7 年度末	令和 9 年度末
（億円）	26（実績）	20（計画）	32（計画）	40（計画）

v. KPI の達成状況に関する評価

4 つの KPI について達成状況を評価したところ、令和 3 年度末時点でそれぞれ順調に成果を積み上げているものと認められた。今後とも、KPI の達成を目指して、業務を実施していくことが期待される。

4. 総括

上述のとおり、機構の令和3年度の業務運営は、支援基準や官民ファンドの運営に係るガイドライン等に照らして、適切に実施されているものと認められる。

機構においては、官民ファンドとして求められる社会的役割に一層応えることができるよう、引き続き、適切に業務を行っていくことを期待する。

なお、今後の業務の実施に当たり期待する事項は以下のとおりである。

① 先導的事例等の案件形成・出融資

内閣府や関係省庁と連携しつつ、幅広い情報収集及び案件発掘に努めることで、新たなPFI活用モデルの先導的事例の早期形成に取り組むとともに、案件形成のプロセスの早期の段階から牽引役としての役割を果たし、支援対象事業の中でも特に、公共施設等運営事業、独立採算型事業、独自収入の割合が高い混合型事業といった、民間だけでは十分に資金が供給されない事業を、引き続き推進することを期待する。

② コンサルティング機能の充実

民間事業者と地方公共団体や関係省庁との仲介機能を担うことで、実務上の個別課題の解決に向けた調整を、引き続き実施することを期待する。

また、地方公共団体等の能力・取組意欲の向上や案件形成に向け、首長等の意思決定層への働きかけや地域プラットフォームの全国的な展開、地域プラットフォームにおけるノウハウ提供など、先進地方公共団体と連携して積極的に関与することを期待する。

③ 地域人材の育成について

地域金融機関等職員に対し、PFIに係る金融実務の習得を目的としたオンライン開催を含めた研修を実施するなど、地域金融機関等に対しリスク分析手法や契約実務等に係るプロジェクトファイナンスのノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図ることを期待する。

④ 業務推進体制の充実について

引き続き、限られた人員体制の中で、機構に求められる役割を十分発揮していくための業務推進体制を確保するとともに、利益相反取引の防止等、業務執行の適正さを確保するための体制を構築することを期待する。

また、案件発掘段階から事業契約等の締結による事業実施段階までの様々な局面において、地方公共団体や民間事業者等に対する各種サポートを行うなど、コンサルティング機能を積極的に実施するため、更なる体制の充実を図っていくことを期待する。

⑤ 情報開示の一層の充実について

民間事業者の理解も得ながら、出融資決定時及び実行後における当該出融資の情報開示を適切かつ定期的に行うなど、国民に対する説明責任を十分に果たすべく、更なる情報開示に努めることを期待する。

また、機構が保有するノウハウを効果的に情報発信するため、WEBサイトの充実等に取り組み、特に、WEBサイトについては、掲載情報の質・量ともに改善を図り、参照しやすい形での情報発信を実施することを期待する。

PFI 推進機構による支援決定について

(1) (宮崎) 県プール整備運営事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	ひなたメドレー株式会社（代表企業：鹿島建設株式会社）
② 支援決定日	令和4年2月17日
③ 支援内容	融資
④ 事業概要	<p>本事業は、令和8年に宮崎県で開催する第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会全国大会等の大規模な公式大会における競泳競技及び水球競技の大会会場としての使用を想定したプール施設を、新たに整備することを目的としている。</p> <p>本施設は、大規模な公式大会の開催や、日常的な県民利用による生涯スポーツの振興、県内外からの合宿・キャンプ利用等による「スポーツランドみやざき」の魅力向上に寄与する施設として活用されることを想定している。また、対象敷地に本施設との相乗効果が期待できる民間収益施設を整備することで、本施設の魅力を高めるとともに、地域の活性化を図り、さらには県の財政負担軽減に繋げることも期待している。</p>
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、プール施設の整備により日常的な県民利用による生涯スポーツの振興、県内外からの合宿・キャンプ利用等による「スポーツランドみやざき」の魅力向上に寄与する施設として活用されることを想定して行うものであり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、VFM 約 10% (事業者選定時) 削減が見込まれ、民間事業者が有する専門性やノウハウを活用して対象敷地に本施設との相乗効果が期待できる民間収益施設を整備することで、本施設の魅力を高めるとともに、地域の活性化を図り、更には県の財政負担軽減につなげることで公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、PFI 事業として実施することで、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	宮崎県プール整備運営事業は、プールの整備、維持管理及び運営を行う PFI 事業であり、事業収入等で費用を回収する PFI 事業として、PPP/PFI 推進アクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及び P F I の更なる推進に貢献するよう努められたい。
4. モニタリング 状況	
① 令和3年度末における本件の 状況	機構は、事業者に対する融資の実行に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(2) 名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	株式会社瑞穂LOOP-PFI (代表企業：株式会社竹中工務店)
② 支援決定日	令和4年3月15日
③ 支援内容	融資
④ 事業概要	本事業は、名古屋市が令和8年の第20回アジア競技大会の開催地として決定され、メイン競技会場として予定されている陸上競技場が老朽化や機能不足を指摘されていることから、陸上競技場、公園・その他施設について、整備業務(設計・解体・建設)、維持管理運営業務及び統括管理業務を行うものである。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業の対象となる瑞穂公園陸上競技場は、アジア競技大会開催時も各国からの来賓やトップアスリート、多くの観客が訪れるのにふさわしい施設として、大会後も、後世の人々に親しまれ利用される、市のスポーツ振興の拠点となることを目指して整備を行うものであり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、VFM約7%(特定事業選定時)削減が見込まれ、民間事業者が有する専門性やノウハウを活用して対象敷地に本施設との相乗効果が期待できる民間収益施設を整備することで、本施設の魅力を高めるとともに、地域の活性化を図り、更には市の財政負担軽減につなげることで公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、PFI事業として実施することで、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業は、陸上競技場、公園・その他施設の整備、維持管理及び運営を行うPFI事業であり、事業収入等で費用を回収するPFI事業として、PPP/PFI推進アクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及びPFIの更なる推進に貢献するよう努められたい。
② 所管大臣意見 (国土交通大臣)	異議はない。
4. モニタリング 状況	
① 令和3年度末における本件の 状況	機構は、事業者との融資契約締結に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。